

## 全銀 EDI システムサービス利用規定

### 1. (お申込方法)

- (1) 全銀 EDI システムサービス（以下「本サービス」といいます。）をご利用されるお客さまは、あらかじめ全銀 EDI システムサービス申込書より当行にお申込みください。変更又は解約をされる場合も同様とします。
- (2) 全銀 EDI システムサービスのご利用には、おきぎん「ベストパートナー」サービス又はインターネットバンキングサービス「おきぎん e パートナー（法人）」の契約も必要となります。

### 2. (利用方法)

- (1) おきぎん「ベストパートナー」サービスにより本サービスをご利用されるお客さまの場合  
当行がお客さまからの申込みを適当と認めたときは、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」といいます。）がクライアント証明書をお客さまに発行します。お客さまは、クライアント証明書の取扱いについてクライアント証明書利用規約を遵守するものとします。当行は、クライアント証明書を利用して送信されたデータについては、お客さまご本人から送信されたものとして扱います。
- (2) インターネットバンキング「おきぎん e パートナー（法人）」を利用されるお客さまの場合  
インターネットバンキングサービス「おきぎん e パートナー（法人）」利用規定第 4 条に基づき本人確認を行います。

### 3. (利用時間等)

本サービスの利用時間及びデータの受付期間は、別途定めます。

### 4. (取りまとめ店)

当行は、申込書記載のお取引店を取りまとめ店として、ご利用のサービスを取扱いします。

### 5. (障害時の取扱等)

回線の障害、機器の故障、通信の混雑若しくはその他の事情により、伝送できなかったとき、又は当行が受信したデータに瑕疵があるときは、ご指定どおりの処理ができないことがあります。

### 6. (データ伝送時のエラー対応)

データ伝送時に回線等の障害により取扱いが中断（エラーの発生）したと判断されるとき、又は伝送完了メッセージ（送信結果）が受信できなかったときは、お客さまは、直ちにデータ受けの有無を当行指定の部署に照会して下さい。但し、全銀ネットが発行するクライアント証明書に関する事項等について、全銀ネットにご照会いただく必要がある場合があります。

#### 7. (データ伝送後の通知)

お客さまは、データ伝送後、「おなまえ、データの種類、振込日又は振替日、依頼件数及び合計金額等」を記載した依頼合計表を速やかに当行指定の部署に FAX で通知して下さい。

#### 8. (受付データの中止、変更等)

当行がデータを受け付けた後は、データの中止又は変更等は行えない場合がございます。

#### 9. (手数料)

本サービス利用にあたり、当行所定の月間基本料、総合振込サービス取扱手数料及び全銀 EDI システムサービス手数料並びにこれらに係る消費税相当額を次の各号により申し受けます。なお、引落しは、「当座勘定規定」又は「普通預金規定」にかかわらず、当座小切手又は普通預金通帳及び普通預金払戻請求書等の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱いします。

- (1) 月間基本料金及び全銀 EDI システムサービス手数料並びにこれらに係る消費税相当額は、当行所定の日に前 1 ヶ月分の料金をお客さまの指定口座から当行所定の方法により引落しします。
- (2) 総合振込サービス取扱手数料及びこれに係る消費税相当額は、振込日ごとにお客さまの指定口座から当行所定の方法により引落しします。

#### 10. (処理結果の確認等)

- (1) お客さまは、振込日又は振替日には、入出金明細照会又は普通預金通帳の記入等の方法により、処理結果を速やかに確認して下さい。万一、処理結果に相違がある場合は、直ちにその旨を当行指定の部署に照会して下さい。
- (2) お客さまと当行の間で取引内容に疑義が生じた場合は、当行又は全銀ネットの機械記録の内容を正当なものとして取扱いします。

#### 11. (機密保持)

お客さまは、本サービス利用により、知り得た情報及びその他一切の事情について、第三者に漏洩してはならないものとします。

#### 12. (届出事項の変更)

お客さまは、本サービスの届出事項を変更する場合は、直ちに申込書により届出て下さい。この届出前に届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は、責任を負いません。

#### 13. (災害等による免責)

お客さまは、次の各号事由により振込の入金不能、入金遅延、また、全銀 EDI 情報の提供遅延、不達、漏えい、改ざん等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

- (3) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。
- (4) クライアント証明書、ID、暗証番号、電子証明書等の盗用、不正使用又はその他事故等があったとき。
- (5) お客さまがこの規定その他関係規定等に違反したとき。

#### 14. (解約)

- (1) 本サービスの利用は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。但し、当行に対する解約の通知は、当行所定の申込書によって行うものとします。
- (2) 本サービスの利用が6ヶ月以上の期間にわたり行われなかった場合、当行は、その利用を中止することがあります。

#### 15. (関係規定等の適用・準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定、振込規定及びおきぎんベストパートナーサービス規定又はインターネットバンキングサービス「おきぎんeパートナー(法人)」利用規定により取扱いします。

#### 16. (協議事項)

この規定及び上記第15条の諸規定に定めのない事項及びこれらと異なる取扱いについては、都度協議して取扱方法を定めます。

#### 17. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、お客さま又は当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続とします。以後も同様とします。

#### 18. (規定の変更)

- 1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- 2. 前項によるこの本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

株式会社 沖縄銀行  
(2020年4月1日現在)